新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水道料金・下水道料金のお支払い猶予について

宜野座村では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、下記のとおり、お支払いの猶予を致します。

【対象となる方】

今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水料金のお支払いが困難になった方※個人、事業者の全てのお客様が対象

【お支払い猶予の内容】

お客様から、上下水道課窓口へ申し出をいただき、ご相談後、最長４カ月お支払いを猶予します。※猶予期間後も支払いについてのご相談に応じます。

【対象水道料金】

令和２年２月３月分の水道、下水道料金から（5月徴収分から）

【お支払い猶予のご連絡先】

宜野座村役場　上下水道課
ＴＥＬ：098-968-5101（直通）